

ウェーバー社会関係論の解釈と批判

『社会学の根本概念』コメントール II

安 田 三 郎

ウェーバーの社会関係論は、『社会学の根本概念』の後半、すなわち、第3節および第8～第17節に述べられている。もっとも、彼は社会集団をも社会関係として論じているから、実質的に集団論を扱っている第10～第17節を除けば、純粋な社会関係論は、その総論に当るものが第3節、各論に当るのが第8節（闘争関係論）、第9節（結合関係論）である。本稿はウェーバー社会関係論の評注を行うが、前稿で取上げた慣習論（第4節）と密接に関係して行為論の一環をなしているものの、紙幅の制約上前稿で扱えなかった正当的秩序論（第5～7節）を含め、逆に、支配関係を論じているとも考えられる第16節は、次稿に廻した。したがって、本稿では、第3節および第5～第9節を扱う。¹⁾

10 正当的秩序の問題

正当的秩序の問題は、必ずしも社会関係論の範囲内にあるわけではない。「行為、特に社会的行為、とりわけ、社会的関係は、当事者の側から見て、『正当なる秩序』（legitime Ordnung）の存在という観念によって支配されていることがある」（第5節、50頁）とあるように、社会関係に限らず、一般に或る種の行為のパターンが「正当的秩序」といわれるからである。

ところで、正当的秩序に関してウェーバーは、第5, 6, 7節において、夫々相対的に長い本文を費しているにも拘らず、前後矛盾しており、丁寧に読む

読者を苦しめる。そこで、首尾一貫した解釈のためにはどうしても解決しておくことが必要な最小限の諸問題点を、先ず提示しよう。

第5節の第1、第2項においては、「秩序」に3種類があると説明される。秩序とは「行為が或る明らかな原則（本稿第13節参照）に従っている場合の社会的関係の意味内容」であるとされる（50頁、14～15行）。この点はむしろ拡大解釈して、単に社会関係だけでなく、行為一般に関する原則に従ったパターンと解すべきであろうが、第1の秩序は伝統的動機にもとづく「慣習」であり、第2は目的合理的動機、或いは利害関係にもとづいて成立する秩序、そして第3が、「理想や義務という権威、いや“正当性”とも云うべき権威」（51頁、8～9行）、或いは価値合理的な義務感を伴って（50頁、12～13行）現われる秩序である。この3種類の秩序のうち、第3の「正当的秩序」は、最も安定的で、第2の利害関係にもとづく秩序が最も不安定である。そして、秩序が「効力または妥当性」（Geltung）をもつというのは、その秩序が正当性の信仰を伴ないく正当的秩序になっているときである、とされる。²⁾

以上の範囲ではウェーバーの記述は大綱的に理解可能である。しかし、第6節に入ると俄然理解困難となる。

第6節の本文は、秩序が正当的であることを保証するものは、第1に純粹的なもの、即ち、(1)感情的なもの、(2)価値合理的なもの、(3)宗教的なもので

- (1) 本稿においても前稿と同様、テキストは清水幾太郎訳『社会学の根本概念』昭和47年、岩波文庫を用いる。引用文の頁はこのテキストの頁を示す。
- (2) 林道義はウェーバー（Weber, 1913）の訳書の訳者注において、ウェーバーはGeltungを、2通りの意味、すなわち、定律（秩序）が実際に効力をもつていてことと、妥当性の意味とに用いている、と解説している。しかしこれは、後述のInteresseの場合と同じく、この2つの意味を余り区別せずに含んでいると理解すべきであろう。

あり、第2に外的結果の期待、即ち利害関係によるものであるという。しかし、これでは、正当的秩序が、単なる慣習や利害関係にもとづく秩序に価値合理的なものが付加された場合であるという、前節の定義と全く矛盾するではないか。

これに加えて、第6節本文の第2段落は、秩序とは、その効力が外的に保証されているもの、即ち、集団成員の非難によって保証されている（慣例）と、専門スタッフによって行われる強制によって保証されている（法）との、2種類であるとされる。これでは前節で述べられた慣習（これは非難による保証が存在しない）と利害関係による秩序は、共に秩序でなくなるし、また、秩序の効力は正当的秩序についてのみ云々される筈なのに、その効力が内的ではなく外的に保証されるというのは、矛盾以外の何物でもない。

更に、第7節に入れば、これまた第5節、第6節の双方に対してその記述はどう調和するのか、理解しがたくなる。

即ち、第7節は、「行為者が或る秩序に正当な効力を認めるのは、次の理由のいずれかによる」（59頁、2行）として、（1）伝統、（2）感情的な信仰、（3）価値合理的な信仰、（4）実定法の合法性への信仰、の4つをあげている。詳細は「支配社会学」および「法

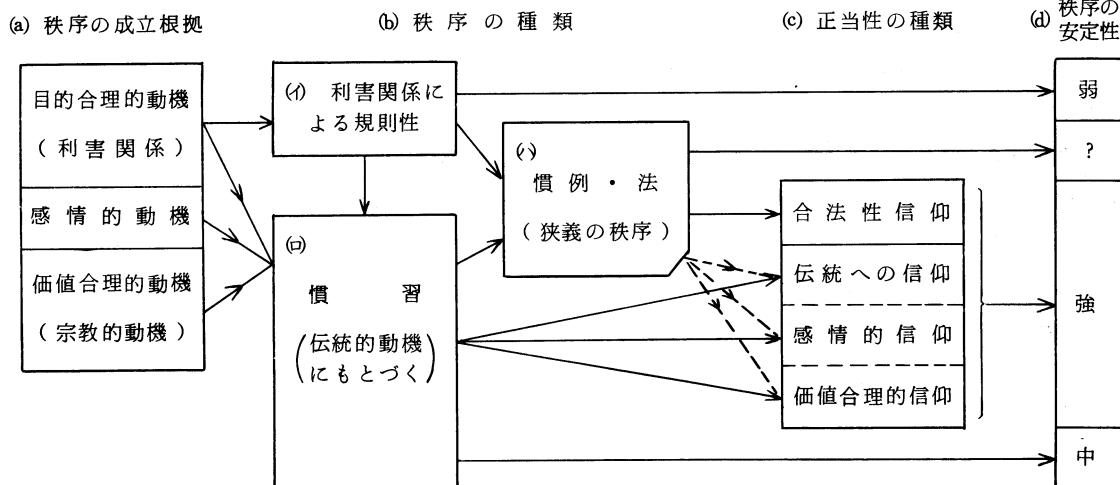
社会学」の問題であるとされているように、上記4つの正当性の理由は、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の概念と直接につながるものであることは容易に想像出来る。

しかし、第5節との関連でいえば、第5節では正当的秩序が価値合理的に信仰された秩序であるのに、ここでは何故、伝統による効力や、感情的信仰による効力、そして合法性への信仰が追加されているのか。

また第6節では、正当性の保証として、（1）感情的なもの、（2）価値合理的なもの、（3）宗教的なもの、（4）利害関係によるもの、の4種類を上げている。これと、第7節の4種類とは半数が重複し、半数が異なっている。「正当性の保証」（第6節）と「正当な効力（妥当性）を認める理由」（第7節）とは、どう関連するのか。同じことの重複記述の疑いもあるが（6節の4種類の保証に関しては、本文以外に何も説明がないので、その疑惑は当然）、そうだとすれば、喰違う部分をどう説明するか。

11 秩序問題の解釈

秩序と正当的秩序の問題に関するウェーバーの記述は、余りにも前後不適合な箇所が多いので、その1つ1つについて議論する余裕はない。むしろ、筆



第1図 安田の解釈によるウェーバーの秩序の構造

者の解釈を直接に第1図に提示し、何故そう解釈するのか適切なのか若干の説明を加えよう。

第1図は、「社会学の根本概念」第5、6、7節に含まれる秩序の構造の議論を整理し、(a), (b), (c), (d)の4つの水準に分解して示している。

第5節で議論されているのは、主として、(b)秩序の種類の問題である。ウェーバーは3つの秩序を分けたが、第5節では名称を与えていない。強いていえば、(イ)目的合理的動機により遵守される秩序、(ロ)伝統的動機によるそれ、(ハ)正当性の信仰によるそれ、ということになる。そのうち(ロ)は第4節の議論に従って「慣習」と言ってよいが、(ハ)を慣例・法と呼ぶのは当然問題がある。慣例や法は第6節でウェーバーが議論しているように、直接的には外的に規制されている慣習だから、それが必ずしも正当性の信仰に裏づけられているとは限らないからである（第6節、第4項参照）。しかし、正当性信仰の有無は別の水準の問題だと考へるので、あえて(イ)を慣例・法とした。また、(イ)、(ロ)、(ハ)は必ずしも並列的なものでない。第5節では、(イ)、(ロ)の基礎の上に正当性信仰が成立している場合(ハ)であり、(ハ)を第6節に従って慣例・法と置換えれば、それは外的規制を伴なった慣習である。従って第1図のように、(b)は2つの副水準に分けるべきであろう。同様に考へれば、(ロ)慣習もまた、(イ)の利害関係による事実的規則性から発達する部分もある筈であるが、ウェーバーがそこまでは指摘していないから、図では(ロ)を(イ)とは別の副水準にはしなかった。

また、第6節本文の後半は、秩序が慣例と法とから成ると云っているので、明らかに第5節における秩序と用語法が異なる。そこで慣例と法をく狭義の秩序」と名付けよう。

第5節第2項には、3つの秩序の安定性の程度が指摘されており、第1図にはそれを水準(d)で示した。ただし、正当性信仰を伴なわない慣例・法に関してはウェーバーはその安定性を論じていない。

第6節本文の前半は、秩序の正当性を保証するものが列記されているが、本文以外には何ら説明がな

く、また第7節との異同が理解しにくいが、筆者は、ここに列記されているものは、秩序の正当性の保証根拠ではなく、正当的秩序の成立根拠を示したものだと、特に注げて解釈をした。しかしこの4種類の根拠から生じる秩序がすべて正当的になるわけではないから、これは単に秩序の成立根拠というべく、第1図の中で、水準(a)として示すようなものになるだろう。

第7節本文に列記されたものは「正当性の承認の理由」であるが、これは「行為者による正当性の状況規定」であり、秩序の客観的な成立根拠である水準(a)とは、若干の相関は存在しそうれ、明らかに別の水準を形成する。正当性の概念は元来全く主観的・主体的なものである（即ち、物体の長さのように客観・主観の両水準に亘って存在するものではない）から、第1図のように、唯單に(c)正当性の種類と云っても、誤解は生じないだろう。

第1図で問題になるのは、正当性が、狭義・広義いずれの秩序に付与される属性なのかということである。ウェーバーは秩序という用語を全く無意識的に2通りに使用するので、この問題に対する解答を彼の記述の中に求めることは出来ない。ウェーバーを離れて考えれば、合法性信仰による正当性付与を除了した感情的・価値合理的・伝統的理由による正当性付与は、慣習に対してこそ行なわれる所以あり、例外的には慣例・法にもまた、合法性信仰だけでなく、この種の理由づけが行なわれることがある。第1図における点線の矢印は、それがやや少數例であることを、示したつもりである。

第5、6、7節に関しては他にも議論すべき問題点が多いが、ここでは省略して、次に社会関係論に入ろう。

12 社会関係の概念

「社会的関係 (Soziale Beziehung) とは、意味内容が相互に相手を目指し、それによって方向を与えられた多数者の行動のことを指す。従って、社会的関係というのは、偏重に、意味の明らかな方法

で社会的行為が行なわれる可能性 (Chance) ということであって、この可能性が何に基づくかは、差当って問題でない」(第3節、42頁、4—6行)。

この定義においてまず問題になるのは、前半の文章と、「従って」以降の後半の文章とが、異なった内容を指示していることである。前半は要するに「相互行為」を意味するのに対し、後半は、相互行為の行なわれるチャンスこそ社会関係であると定義している(チャンス概念に関しては本稿14節にて詳論する)。このような曖昧さはウィーゼにもみられたところであるが、これこそ、高田保馬(1922, 1947)をして、相互作用と社会関係との区別を、不必要なまでに強調せしめる原因となったのであろう。

しかし、ウェーバーは他の箇所では、社会関係をチャンスとして記述している箇所が多く(例えば、第5, 8, 9, 10節)，どちらかといえば上述の定義の後半、即ち、相互行為(相互作用)から区別された意味での社会関係概念を、彼は採用していたというべきであろう。特に、上に引用した定義に引続いて、「それゆえ、双方の行為の相互関係が少しでもあることが、社会的関係という概念の規準になる」(第1項、42頁、7—8行)と述べているのは、このことを明瞭に示している。尤もこの文章そのものは非論理的であって、「それゆえ、相互行為が少しでも存在する関係が、社会的関係といわれる」と書くべきであった。

ところで、社会関係を相互行為の行なわれる可能性として定義したことは、意義が大きい。例えば、ホマンズ(Homans, 1950)はじめ多くの現代の社会学者は、社会集団を、相互行為が頻繁に行なわれている人々の集まり、として定義している。ウェーバーには社会集団の定義は特に存在せず、それは社会関係の複合体としてしか意識されていないから、相互行為が、現実にではなく、可能性として行われ得る関係にある人々の集まり、ということになろう。そして現実に我々は、音信不通に近い家出息子が家族集団の一員として扱われなくなるという事例を、滅多に見出すことが出来ないのである。

社会関係概念におけるウェーバーのもう1つの功罪は、〈社会関係における意味内容〉に関連する。

「社会的関係というのは、明らかに意味内容が相互に相手を目指しているような行為がかつて行なわれたことがあり、現に行なわれつつあり、やがて行なわれるであろう、その可能性にはかならない」(第2項、43頁、2—4行)，というときや、はじめに引用した社会関係の定義における意味内容と、「具体的なケースにおいては、相互的行為の当事者同士が社会的関係に同じ意味内容を含ませていると言えないし、彼らが相手の態度の意味に一致した内面的態度を取っているとも言えない」(第3項、43頁、11—13行)，というときの意味内容とは同一ではない。

前者では、(相互的な)行為の意味内容を指示しているのであり、それはウェーバーのいわゆる、主観的に思念された意味、換言すれば動機(前稿第1節)である。しかし、後者では、当事者が社会関係に付与する意味、即ち、社会関係(または相互行為)に対する状況規定のことを言っている。

両者の混同は、第3項それ自体の中にも見られる。上の引用文に引続いて、「従って、この意味で相互性があるとは言えない。一方が友情、愛憎、信頼、契約への忠実、愛国心を持っていても、他方が全く違った態度で報いることがある」(43頁、13—14行)と言うとき、ウェーバーは再び、行為の主観的に思念された意味の意味で用いている。しかもその数行あとに「もちろん、社会的関係が客観的に相互的であるのは、意味内容が相互に一致している場合に限る。例えば、父親の態度に対する子供の態度が、少なくとも、父親の期待に近いという場合に限る」(44頁、2—5行)と書く。ここでは明らかに、子供がとるべき態度についての状況規定が父子の間で一致する場合のことと言っているのであって、父の行為と子の行為との間で思念された意味(動機)が同じである、という場合を言っているのではない。第5, 第6, 第7項にも〈社会的関係の意味内容〉が論じられているが、社会関係の状況規定を指示し

てこの言葉が用いられていると理解すべきであろう（本稿の次節参照）。

先にく功〉罪といったのは、ウェーバーが、社会関係に対して当事者が常に同じ状況規定をしているわけではないことを、この第3項で明確に指摘しているからである。「行為者が相手が或る態度を示してくれるものと——全く誤解して、或いは少し誤解して——前提して、この期待に自分の行為を向け、そこから、行為の過程や関係の形成に或る結果が生まれることがあれば、——また、大抵は生まれるものであるが——社会的関係は相互的である」（第3項、43—44頁）³⁾。この主張は、相互行為の安定的関係には視界の相互性（即ち、状況規定の実質的な一致）が必ず成立しているとする現象学的社会学者たち、（例えば、Schutz & Luckmann, 1973）の主張に対する、アンチテーゼを形成するが、我々の日常経験に一致するのは、むしろウェーバーの主張の方である。

13 社会関係の諸性質

上記のように定義された社会関係は、ウェーバーにより、次のような諸性質をもつものとして論じられている。これらをほとんど忘れてしまった現代の社会学者は、その怠慢を責められねばならない。

その第1は、「社会的関係の意味内容は変化することがある」（第5項、45頁、4行）ことである。現代の数理社会学者は、社会関係・社会過程の数理モデルの作成に努力している。その努力自体は決して否定さるべきものではないが、それらのモデルはほとんどすべて、社会関係の属性——ウェーバーの言葉でいえば意味内容——が不变であると仮定している点に、現実からの距離を我々は感じないわけにいかない。1つの社会関係は他の社会関係に転化することがあり、また他の社会関係を派生することが

ある。ウェーバーはこの箇所では「政治的団結の関係が一変して利害の衝突に陥ることがある」（45頁、4—5行）と例示している（即ち、結合関係から抗争関係への転化）にすぎないが、第9節第2項では、ゲゼルシャフト関係からゲマインシャフト関係が派生し、また後者から前者が派生する可能性を論じている（本稿17節参照）。⁴⁾

第2は、「社会的関係の意味内容が相互的合意によって協定されることがある」（第7項、45頁、16行）ことである。現代の相互行為論者は、いわゆる象徴的相互作用論者もパーソンズも含めて、相互行為の或る試行期間ののち、役割期待が安定し、多かれ少なかれその相補性が成立して、安定的な相互行為関係（即ち、社会関係）が樹立されると考えている。それ自体は誤りではないけれども、そのほかに、ウェーバーが指摘したような、合意にもとづく社会関係の樹立がなされることを、彼らは全く忘れている。むしろ現代における組織集団内の役割関係は、このような合意によってその大綱が決まるのであって、自然発生的な役割期待が作用するのは、合意によって決まった役割に対するあとの微調整か、インフォーマルな社会関係においてのみである。

第3は、「社会的関係を永続的に作り上げるような意味内容は、原則という形で表現されることがある」（第6項、45頁、9行）ことである。原則とはMaxime（格率）の訳語であって、具体的には、売買契約書、夫婦同居規定のような法律、忠孝のような道徳、「どんなことがあっても彼だけには負けられぬ」といった信念、などが例として考えられよう。恋愛関係など感情的相互行為にもとづいて成立する社会関係では、この種の原則は存在しない。

もっとも、ウェーバーが、この種の原則の外部的存在と、原則への内面的遵守との、いずれを強調しているのかは、必ずしも明らかではない。「その行

(3) ウェーバーの定義に従えば、社会的関係は元来相互的なのだから、この文章は、こういう誤解があっても社会的関係は成立しているのだ、と主張しているのである。

(4) 1つの社会関係から派生した社会関係が発達しそぎて、もとの社会関係と闘争（本稿、第15節参照）ののち、もとの社会関係が淘汰され消滅してしまうこともあるが、これはもはや、派生ではなく転化というべきであろう。

為の一般的性格から見て、方向が合理的——目的合理的或いは価値合理的——であればある程」この種の原則に従うようになる、といい、また「恋愛その他感情（例えば信頼）に基づく関係においては、当然、考えられた意味内容の合理的表現の可能性は、業務上の契約関係などに比べて著しく少ない」（45頁、12—15行）と書いているところからみれば、原則の外部的存在に重点が置かれているように見えるが、社会関係の永続性という点から考えれば、原則は遵守されてこそ寄与し得るのであるから、価値的にか欲望追求的にか、作られた原則に対するコミットメントが存在するとき社会関係は永続する可能性が大きい、と理解すべきであろう。

14 チャンス

ウェーバーにおいて、社会関係が相互行為の生起する可能性（チャンス）として定義されていることは前述の通りだが、〈チャンス〉の概念は、わざわざ英語を用いて Chance と書いていることにも示されているように、ウェーバーが独自な含意を与えている概念であり、検討を要しよう。

ウェーバー学者によれば、ウェーバーにおけるチャンスとは、自然科学における確率概念との類比で考えられた概念で、いわゆる客観的可能性判断における生起の、必ずしも厳密に数値を与えることは出来ないにしろ、確率を意味するとされている。⁵⁾ そして〈客観的可能性判断〉とは、或る事象 A が結果 B に対して如何なる意義を有するかを思考実験的に考えるとき、結果 B を制約するものとして A, A', A'', ……という条件複合体があるとして、この A を取除いたなら、出来事の経験が、我々の関心にとって決定的な点で何か違った形の方向を辿り得るであろうか、一般的経験法則に照らして考えることに他ならない。このような思考実験によって事象 A から結果 B が生起する確率が、〈チャンス〉だというわけである（青山、1950, 53—54頁参照）。

客観的 possibility 判断とチャンスの概念に関しては、現代の社会学における因果推論の議論に照らせば、議論の不足は否めない。A, A', ……の相互間の因果関係ないし相関関係の有無・程度が考慮に入ってないこと、A の存在を条件として B の生起の確率を問題にしているのか、逆に B が生起したとき A が原因である確率を問題にしているのか不明なこと、A と B との間に主体的な事象 C が介在している場合（そのような事例は歴史的出来事には多い）をどう考慮に入れるか、等々。しかし、本稿では、社会関係概念との関連においてのみ議論しよう。

前述のように、ウェーバーの社会的関係の定義によれば、或る状態において相互行為が生起するゼロでない確率が存在するなら、それは社会関係が存在するから相互行為が生起したのだと、客観的 possibility 判断をするわけである。

しかし問題は、ウェーバーの定義では、相互行為が行なわれるチャンスさえあれば社会関係が存在するのであって、「このチャンスが何に基づくかは、差当っては問題でない」（42頁、6行）という点にある。何故なら、唯単に相互行為のチャンスがあるというだけなら、例えば、物理的距離（住所の距離）が近いとか、態度に類似性があるとかが、相対的に優位な条件になることは、数多くの社会心理学的研究から明らかであるばかりか、どんな他人といえども、何かの縁があって、相互行為をする確率が皆無とは言いきれないだろう。

この点についていえば、高田保馬（1947）が社会関係を「応酬の相互用意」「相手の行動に如何に酬ひ自は如何に行動するかの用意」と捉えたのは、ウェーバーより一步進んでいるといえるが、これとて未だ社会関係の規定性としては弱い感じがある。私見によれば、「或る程度継続して同種の社会過程（顯在的・潜在的相互行為）が反復行なわれている二者の関係、或は、契約的にか自然発生的にか創り出された役割規範の故に、将来その社会過程が反復（

(5) パーソンズは、Chance を probability と訳している (Parsons, 1947)。

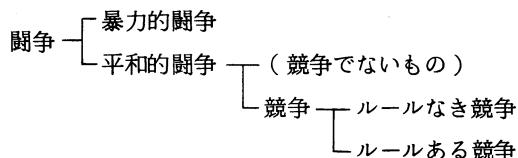
或は唯の1回でも)行なわれることが期待されている関係」を社会関係と言るべきであろう(安田, 1981, 第1章)。

尚、ウェーバーはチャンスという言葉を、上記のような特殊な含意を以て常に用いているわけではない。ことに第8節においては、10回以上も、そして1ヶ所ではゲシュペルトを伴なってすら、この語が出現するが、それは唯單に「機会」という意味で用いられているにすぎない。⁶⁾

15 戰争関係

戦争や競争に関しては、今日に至るまですっきりした説明がないのは、周知の事実である。ウェーバーの場合も、部分的に示唆に富むものがありながら、決して高い評価を与えうるものではない。

ウェーバーの場合、戦争の諸類型が第1表の樹木図形に示すような関係になっており、表面的にはすっきりしている。しかし、個々の概念を検討してみると問題がいろいろにある。



第1表 ウェーバーの戦争の概念

「行為が、単数或いは複数の相手の抵抗を排して自分の意志を貫徹しようという意図へ向けられているような社会的関係は、戦争(kampf)と呼ばれる」(第8節、62頁、2-3行)。ここでの問題は、「相手の抵抗を排して」(gegen Widerstand des oder der Partner)とはどの程度のことを意味するのか。すぐあとに続く文章から、それが暴力的・平和的な手段双方を意味することは分るが、相手の行為を妨害する意図を伴なうのか、それとも結果として相手の抵抗を排するということなのか。前者であれば、ウェーバーは戦争を競争をも包含する広義の概念としているにも拘らず、競走や競泳のような競

争がそれに入らなくなってしまうし、後者であれば、抵抗(Widerstand)の語が不当に強すぎるようを感じられる。

しかし、もし前者の意味に理解するなら、競争をも包括するコンフリクト(抗争・対立)概念ではなく、多くの場合の競争を排除する、日常語としての闘争を意味する概念として、ウェーバーのこの表現は却って適切であろう。今日、闘争を暴力的手段に訴えるコンフリクトとして定義する学者が多いが、むしろ、相手の行為を意図的に妨害するか否かが、戦争と否との区別と考えるべきであろう。

また、この定義の中に、突如、意志という言葉が重要な意味を伴って出現するのも、うまくないし、戦争の手段を物理的暴力と平和的なものとに区別することも、通俗すぎて余り感心しない。

「平和的戦争が、他の人々も同様に得ようとする利益に対して自己の支配権を確立しようとする平和的形式の努力であれば、これは競争(Konkurrenz)と呼ばれる」(62頁、4-5行)。この競争の定義の場合も、「利益に対して自己の支配権を確立する」という具体性の強い規定性が、スポーツにおける競争や芸術上のコンクールにはあてはまらないことは明らかである。ウェーバーは市場競争を余りにも念頭に置きすぎるのである。

しかし、今日、競争をルールに則った、或いは平和的な手段にもとづくコンフリクト、などと定義されているのに対して、ウェーバーが、「他の人々も同様に得ようとする利益……」と指摘しているところは示唆的である。広義のコンフリクトは、例えば、或る車が北に向い、他の車が東に向い、十字路でどちらが先に通るか喧嘩が起る、といった工合に、必ずしも2人が同じ目標を追求している必要はない。もちろん、視野を狭めれば、「十字路を先に通る」という身近な目標を双方が追求しているとはいえるが、究極の目標は2人の間で異なるのだから、一方が譲歩すれば、双方が目標達成出来る。しかし、競

(6) パーソンズはこのような場合、一定の訳語を用いず、opportunityとかadvantageとか訳している(Parsons, 1947)。

争とは、1人しか獲得出来ない同一目標を2人が追求することなのである。

ついでにいうならば、闘争的競争とか競争的闘争とかの言葉がしばしば多くの学者によって言及され、ウェーバーにおいても後者が用いられている(62頁、最終行)。ウェーバーにおいては、闘争は競争を完全に含む概念だから、競争的闘争とはレダンダントな表現であるが、この種の表現が好んで用いられるのは、競争か否かと、闘争か否かとが、別の次元をなし、競争的闘争、競争的非闘争、非競争的闘争、非競争的非闘争の4つのコンフリクトがあり得ることを示唆している。私見によれば競争か否かの区別は、2人の追求する目標が同一であるか否かに依るのであり、闘争か否かの区別は、目標追求の手段が相手の行為を意図的に妨害することであるか否かに依るのである。(安田、1981、3章)

闘争を論じた第8節で目新しいのは、第3項で、「社会関係の間の闘争」という発想が見られることである。それが意図的に行なわれる場合だけ例示があるが、「例えば、戦争や革命によって国家を、残酷な弾圧によって反乱を、警察力によって蓄産を、法的保護の停止や処罰によって暴利取引を妨害する場合である。更に、或る種の関係の存続を援助することによって故意に他の種の関係に不利な影響を与えることを意識的に狙うことがある」(65頁、4-7行)というわけである。

もちろん、これは闘争概念の不当な拡張である。闘争はウェーバーの定義でも、行為者による或る意図的な行為にもとづく社会関係なのであって、社会関係が意図的行為をするわけはないから、闘争もする筈はない。上の例示も、2つの社会関係が闘争しているという印象は薄い。弾圧と反乱とは、2つの社会関係の闘争というより、支配階級(又は支配者集団)と反体制集団との間の闘争という方がはるかに分りやすい。

社会集団を行為者と考えることは一般に可能であり、またウェーバーの場合、社会集団も社会関係の1種であるから、「社会関係の間の闘争」を「社会集団の間の闘争」と修正すれば全く問題はないが、逆にいえば何ら新しい示唆もない。しかし、上記の例示の引用文の中の後半は、同じ特定の2人の間での或る社会関係が、他の社会関係と競合することのあることを示唆して興味深い。愛情関係によって結ばれた男女が、次第に経済関係に支配されるようになったり、政略結婚によって結ばれた男女の間に愛情関係が芽生えるなど、である。

16 淘汰

淘汰(Auslese, selection)という概念はダーウィンの進化論からの影響によって、19世紀後半から1920年代までの社会学文献の中にしばしば現われるが、現代の社会学には見ることが出来ない。⁷⁾

とにかく先ず、ウェーバーの定義を見よう。

「諸個人や諸類型の間で生存或いは残存のチャンスをめぐって行なわれる、闘争的意図という意味を欠いた潜在的な生存競争は、淘汰と呼ばれる」(第8節、62頁、6-8行)。そして、淘汰に社会的淘汰と生物的淘汰があるとするのである。

この定義で問題になるのは、「闘争的意図を欠いた競争」という点である。第1表に示したように、競争は闘争の中の1つの種類だから闘争でない競争など論理的にあり得ない。ウェーバーの真意を忖度すれば、相手の妨害を積極的に排除しようとは意図しない競争、筆者の用語では非闘争的競争、ということではなかろうか。また、定義の中の「諸類型」は、原文に忠実なら「人間諸類型」となり、現代の社会学でいう「集合体」とほぼ同義と考えてよからう。

従って淘汰とは、個人または集合体の間の、生存または残存の機会をめぐる非闘争的競争ということ

(7) 明治以来、natural selectionは〈自然淘汰〉と訳されているが、最近見かけるように、〈自然選択〉の訳語の方が適切かも知れない。しかし、現代語では、淘汰は受動的、選択は能動的なニュアンスをもつて、この点からすれば、淘汰のままでよいようにも思われる。

になる。しかし、淘汰を競争の1つの種類とすることには、どこかこだわりが残ることは否定できない。それは何故か。

淘汰という漢語が元来、洗い清める、よりすぐる、という意味の語であることに示唆されるように、淘汰は競争の結果であっても、競争そのものではない。競争という社会過程は結果がどうあれ競争であるが、淘汰は競争によって、或るもののが残り、他のものが脱落するという結果が決定的な意味をもつ。更にいえば、当事者が残りたい、或いは勝ちたい、という欲求をもたなくとも、結果として差がつけば、淘汰といいう。ウェーバーの淘汰の定義は、この点で根本的に誤まっている。

では、ウェーバーを離れて、現代の社会学の中で淘汰の概念はどうしたのか。〈生物的淘汰〉は社会学の問題ではないから論外として、〈社会的淘汰〉は社会学的に決して無意味な問題ではない。

結論から言うなら、社会的淘汰の語は〈社会移動〉の語に取って替られたのである。1920年代までは、社会移動の概念内容は、社会的淘汰、エリートの周流、職業世襲などという言葉で扱われて来たが、1925年ソローキンが Social mobility の語を提出し、次いで『社会移動論』(Sorokin, 1927) の大著を出版するや、それら従来の術語はすべて急速に、社会移動の概念に吸収された(安田, 1971)。それは、従来の古い用語が社会移動という1つの現象の、夫々1つの側面しか表現しなかったことに原因したといってよい。殊に社会的淘汰という語は、劣質な人間類型の消滅を連想させるが、人間の質の優劣を輕々に云々することは無理であるし、競争に負けた者は下降移動することはあっても消滅するとは言えないので、〈社会的淘汰〉という言葉の方が淘汰されてしまったのも、当然といえるだろう。

しかし、社会的淘汰の語がきつ過ぎると正反対に、社会移動の語が弱すぎる印象を与えることも否定出来ない。社会移動は、支配階級に成り上ること

も、被支配階級に転落することも意味する筈であるが、ここで改めて、競争または闘争関係が支配関係に転化する事実を、特に強調しておきたい。

17 結合関係

ゲマンインシャフト関係とゲゼルシャフト関係を論じた第9節は、清水訳に誤訳が特に目立つ。阿閉訳や浜島訳にも誤訳があるので、本文だけ先ず、清水訳を尊重しつつ訂正した訳文をかけよう。傍点が訂正の箇所である。

「社会的行為の方向——具体的のケースにおいて、或いは、平均において、或いは、純粹類型において——が、メンバーの主観的（感情的或いは伝統的な）共属性に基づくような社会的関係は、〈共同社会関係〉と呼ばれる」。

「社会的行為の方向が、合理的（価値合理的或いは目的合理的）な動機による関心の妥協や、同じく合理的な動機による関心の一致に基づくような社会的関係は、〈利益社会関係〉と呼ばれる。典型的には、利益社会関係は、特に——といっても、それに限るわけではない——相互の合意による合理的一致に基づく。この場合、この合理的のケースにおける利益社会的行為は、(1)自分の義務への信仰に従って価値合理的に、(2)相手の誠実を期待して目的的に方向づけられる」。

若干コメントする。先ず、Zusammengehörigkeit（共属性）には主觀点という形容詞をつけて用いられ、論理的には主觀的でないそれもあることになるから、一体感と訳せば、その裏に客觀的一体感なるものがあり得ることになる。Interesseは面倒な語である。利害と関心という大変異なった語義がほとんど区別の意識なしに含まれており、しかもその2つの語義にかけるウェイトが場合場合によって異なる。⁸⁾しかしここでは、価値合理的な動機によるIntenesseもあるのだから、利害よりも関心にウェイトをかけて用いている筈である。

(8) 英語の interest も同様である。

さて第9節の内容的吟味に移ろう。

第1に問題になるのは、ゲゼルシャフト関係とゲマインシャフト関係という2類型は、中間的なものを許すとしても、社会関係を余すところなく2分するものであるか。社会的行為が、価値合理・目的合理・感情・伝統の4類型によって余すところなく4分するものであることは承認済みであり、前2者の動機にもとづく社会関係がゲゼルシャフト関係、後2者の共属性にもとづく社会関係がゲマインシャフト関係であるから、上記の問題にはイエスと答えたいたところであるが、実は否である。パーソンズ訳が適切にも第9節に“Types of Solidary Social Relationships”と表題をついているように、この2つの社会関係は、闘争関係（および支配関係）と並列的に存在する〈結合関係〉の中の2類型にすぎないのである。このことは、第3項の議論に照らせば明らかである。私の社会関係論と対照させれば（安田、1981、第2章），ゲマインシャフト関係は親和関係に、ゲゼルシャフト関係は交換関係と協同関係に対応する。

上記本文最後の文章は大変含意が深い。「この合理的ケースにおける」という翻訳はパーソンズ訳に従ったのであるが、利益社会関係はすべて合理的な筈だから、そう解釈しないなら、何故わざわざ「合理的ケースにおける」というのか理解に苦しむことになる。また「この」と解釈しないのなら、利益社会関係は「価値合理的或いは目的合理的」動機にもとづくのであるから、(1)と(2)の中に接続詞「或いは」を挿入して理解する方が論理的であろう（原文には、接続詞はなく、ダッシュ（—）があるだけである）。パーソンズ訳はそういうしている。しかし、原意は、「相

互の合意による合理的一致」に基づくゲゼルシャフト関係では、この合意を守らなければならないという義務感に支配される価値合理的側面と、合意により設定された目標を目的的に追求する（それは相手が合意を守るという期待を前提にしている）という側面との、双方を伴なって行為が行なわれる、ということであろう。

第3項は次の3つの事実を指摘して示唆的である。

(1)ゲマインシャフト関係と闘争関係とは正反対の関係である。(2)しかし、ゲマインシャフト関係にあってもその中で闘争関係が発生しうる。(3)ゲゼルシャフト関係は、闘争関係の中から発生することが多い。

(1)についてコメントすれば、ゲマインシャフトと闘争とが正反対であるのは感情の次元においてである。そして、より正確にいえば、闘争関係でも暴力的な闘争では敵対感情が強いが、ルールに則った競争ではむしろ共属感情すら生まれることがあると指摘しておこう。

(2), (3)は、本稿第13節で述べたように、2つの社会関係の間の転化ではなく、派生を云っているのだということを指摘しておく。

(3)においては、闘争関係が妥協によってゲゼルシャフト関係を派生させることを云っているが、闘争関係を維持したまま妥協により成立するゲゼルシャフト関係は、当事者双方の闘争力が互角の場合を除き、支配関係であることを注意しよう。

第2項で論じられている、ゲゼルシャフト関係を母体とするゲマインシャフト関係の発生と、その逆の発生に関連しては、フィーアカントによる「ゲマインシャフトの優位」の主張があることを指摘しておきたい（高田保馬、1926、第4章）。⁹⁾

(9) ウェーバー『社会学の根本概念』のコメントとしてまとめたものは、岡田謙（1949）だけであるが、部分的なコメントとして見做すことの出来るものに、パーソンズ（Parsons, 1937, 1947）、青山秀夫（1950）、林道義（Weber, 1913）、林道義（1970）がある。

引 照 文 献

- 青山秀夫, 1950, 『マックス・ウェバーの社会理論』岩波書店。
- 林道義, 1970, 『ウェーバー社会学の方法と構想』岩波書店。
- Homans,G.C., 1950, *The Human Group*, Harcourt. (馬場・早川訳『ヒューマン・グループ』誠信書房, 1959)。
- 岡田謙, 1949, 『理解社会学』春秋社。
- Parsons,T., 1937, *The Structure of Social Action*, McGraw-Hill.
- Parsons,T., 1947, *Max Weber: The Theory of Social and Economic Organization*, Oxford U.P.
- Schutz,A. & T. Luckmann, 1973, *The Structures of the Life-World*, Northwestern U.P.
- Sorokin,P.A., 1927, *Social Mobility*, Harper.
- 高田保馬, 1922, 1971, 『社会学概論』岩波書店。
- 高田保馬, 1926, 『社会関係の研究』岩波書店。
- 高田保馬, 1947, 1949, 『社会学の根本問題』関書院。
- Weber,M., "Über Einige Kategorien der Verstehenden Soziologie," *Logos*, (林道義訳『理解社会学のカテゴリー』岩波文庫, 1968年)。
- 安田三郎, 1971, 『社会移動の研究』東京大学出版会。
- 安田三郎ほか, 1981, 『基礎社会学, 第2巻: 社会過程』東洋経済新報社。